

**上都賀厚生農業協同組合連合会 老人保健施設かみつが**  
**(介護予防) 短期入所療養介護運営規定**  
(平成 30 年 1 月 1 日現在)

(施設の目的)

第 1 条 この規定は、上都賀厚生農業協同組合連合会老人保健施設かみつが(介護予防)短期入所療養介護(以下「施設」という。)の運営管理に必要な事項を定め、介護保険法(平成 9 年法律 123 号。以下「法」という。)の精神・基本理念に基づき、明るく家庭的な雰囲気の中で高齢者・障害者の自立を支援し、地域や家庭との結びつきを重視し、在宅生活を支援することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 施設は、前条の目的を達成するため次のことを方針として運営されるものとする。  
老人保健施設かみつがは、来るべき高齢社会における地域の医療・保健・福祉の連携における拠点施設として、地域の高齢者介護のさまざまなニーズに応え、総合的なサービスを提供する施設として設置されるものである。  
そのため、本施設は良質な介護サービスを提供するとともに高齢者のリハビリテーションの充実を図り、地域との連携の中で、高齢者介護の人的資源、情報、技術をリードするモデル施設として新たな取り組みを構築するものである。

(職員の員数)

第 3 条 施設に次の職員をおく。

医師(施設長 1 名)	1	名以上
薬剤師	0.3	名
看護職員	10	名以上
介護職員	24	名以上
支援相談員	1	名以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1	名以上
歯科衛生士	0.3	名
管理栄養士・栄養士	1	名以上
調理員	6	名以上
事務員	1	名以上
介護支援専門員	1	名以上

(職務内容)

第 4 条 職員の業務内容は、次の通りとする。

施設管理者は、施設の業務を統括し執行する。  
医師は、利用者の健康管理及び処遇に適切なる処置を講ずる。  
薬剤師は、利用者の服薬管理、薬剤管理等を行なう。  
看護職員は、利用者の保健衛生ならびに看護業務等を行なう。  
介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行なう。  
支援相談員は、利用者などの相談、必要な助言その他の援助等を行なう。  
学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、利用者に対する作業療法・理学療法等を行なう。  
歯科衛生士は、利用者の口腔機能維持管理・ケア等を行なう。  
管理栄養士・栄養士は、利用者の栄養管理、食事管理等を行なう。  
調理員は、利用者の食事等の調理を行なう。  
事務員は、事務の処理等を行なう。  
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成等を行なう。

((介護予防) 短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第5条 (介護予防) 短期入所療養介護における居宅サービスの内容は、短期入所療養介護計画に基づいたリハビリテーション及び看護、介護サービスの提供、必要な医療等、緊急時治療管理・特定治療、送迎、食事の提供等とする。

居宅サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅サービスが法定代理受領サービスであるときは、その一割（一定以上所得のある方は二割）の額とする。

また、その他の費用の額は、(介護予防) 短期入所療養介護の利用者の希望によって、身の回り品及び教養娯楽等として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用等であり、その額は利用者の選択に資するため、見やすい場所に掲示するものとする。

なお、支払いは特に依頼の無い限りサービス利用の翌月末日までに現金・口座振替及び銀行振込みで行うこととなるが、銀行振込みの場合、振込手数料等は利用者負担とする。

これらの事柄については、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名をうけることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第6条 通常の送迎の実施地域は、鹿沼市とする。通常の送迎の実施地域を越えて行なう場合は、前条に定めた額を徴収する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 施設の居宅サービス利用に当たって利用者が留意すべき事項は以下の通りとし、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をおこなうこととする。

- 宗教や慣習の違いなどで他人を攻撃したりすること
- 自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- 施設内の秩序、風紀を乱すこと
- 施設内・敷地内は禁煙でありこれを遵守し健康増進および防火・防災に努めること
- 高価・高額な金品を持ち込まないこと
- 食べ物は持ち込まないこと
- 外出・外泊時の医療機関受診に際しての施設への連絡に関すること
- サービスの利用を中止等する場合は、すみやかに所定の連絡先まで連絡すること
- その他前各項に準ずること

(非常災害対策)

第8条 施設管理者は、防火管理者を任命し、火災のみならず自然災害、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、入所者の安全に対して万全を期す。そのために年2回以上の消防、避難、通報などの訓練を行なうものとする。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第9条 施設は、施設及び構造設備、職員、会計、その他施設運営に関する諸記録を整備しておく。

施設は、その運営にあたっては、市町村との連携につとめる。

施設は、職員の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとする。

職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

施設は、あらかじめ、協力病院、協力歯科医療機関を定める。

この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、上都賀厚生農業協同組合連合と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。